

令和五年六月二十三日受領
答弁第一〇一〇一号

内閣衆質二二一第一〇一号

令和五年六月二十三日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員櫻井周君提出治安が全国最悪の大阪府でカジノを開帳することに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員櫻井周君提出治安が全国最悪の大阪府でカジノを開帳することに関する質問に対する答弁書

一について

都道府県警察別の犯罪の認知件数の多寡については、それぞれの地域の社会環境の状況等、様々な要因が影響していると考えられることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

二について

都道府県警察別の犯罪の検挙率の高低については、事件の内容、証拠関係、検挙された被疑者の有する余罪の状況等、様々な要因が影響していると考えられることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

三について

お尋ねの「大阪府の治安改善」については、大阪府警察においては、大阪府における治安を確保するため、その時々の犯罪情勢を分析して、その実態に応じた取組を推進しているものと承知しているが、政府としても、「世界一安全な日本」創造戦略二〇二二」（令和四年十二月二十日閣議決定）等に基づき、我が

国における治安の改善のため総合的な犯罪対策を推進しているところである。

四について

令和五年四月十四日付けで、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号。以下「法」という。）第九条第十一項の規定に基づき認定された「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」については、治安に対する影響を含むカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除の観点も踏まえ、関係行政機関間の協議の上、認定されたものであるところ、現時点において、当該認定を受けた設置運営事業者（法第二条第四項に規定する設置運営事業者をいう。）は、法第三十九条の免許を受けておらず、大阪府におけるカジノ事業の実施が確定したわけではないが、いずれにせよ、政府としては、法に基づき、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除が適切に行われるよう、万全を期してまいりたい。